

(様式第1号)

平成28年度 第5回芦屋市社会教育委員の会議 会議録

日 時	平成29年3月27日(月) 15:00~17:00
場 所	東館3階 大会議室1
出席者	副議長 海士 美雪 委員 西田 俊一 委員 野村 克彦 委員 越野 睦子 委員 谷川 久吉 委員 辻井 秀彦
欠席者	議長 安東 由則 委員 村上 健
事務局	社会教育部長 川原 智夏 生涯学習課長 長岡 一美 生涯学習課管理係長 和泉 健之 生涯学習課管理係 桂樹 良子
会議の公表	■ 公 開
傍聴者数	0人

1 会議次第

(1) 開会

(2) 議題

ア 社会教育関係団体の新規登録について(報告)

イ 社会教育関係団体研修会の実施について(報告)

ウ 平成29年度社会教育関係団体に対する補助金制度の概要について

エ その他

(3) 閉会

2 提出資料

(1) 次第

(2) 芦屋市教育委員会公募提案型補助金実施要領(案)

(3) 芦屋市教育委員会公募提案型補助金事業 審査基準(案)

3 審議内容

<海士副議長>

協議事項に入ります。議題アの「社会教育関係団体の新規登録について」を議題といたします。事務局から報告をお願いします。

<事務局：和泉>

この件につきましては、前回の社会教育委員の会議で議題となったものであります。3団体の新規申請につきまして、一つ目はボーイスカウト芦屋第3団、二つ目は夢パワー企画、三つ目は日本の歴史文化研究会、この三つの新規登録申請がありました。上記3団体について社会教育委員の意見を聞いた結果、1のボーイスカウト第3団については社会教育団体として適当である、2の夢パワー企画については代表者が一人で講師を兼ね、講師謝金を受け取っていることが社会教育関係団体として不適格である、3の日本の歴史文化研究会については特定の主張に立っている団体で、社会教育関係団体として不適格とする理由はないとされました。その後、2月17日の教育委員会で第27号議案として付議され、結論としましては社会教育委員の意見と同様の結論に至ったものであります。

<事務局：長岡>

委員の皆さまにはメールにてとりあえずのご報告をさせていただいておりますが、社会教育委員の意見をもって、教育委員会で審議いただいた結果、最終的には同じ結果にはなりました。ただし、日本の歴史文化研究会につきましては、以前にも同じような特定の考えに立たれた活動をされている団体があったかと思いますが、こちらの団体も同じような形で、問題があれば是正をしていただくよう事務局からご意見を申し上げる等をして、それでも改善がみられない場合は、登録の取り消しということも視野に入れて、今後活動を注視していってくださいというご意見の上での承認でございます。

<海士副議長>

条件付きの承認ということですね。皆さんにはすでにメールでお知らせしていると思いますが、ご意見はございますか。

— 意見なし —

なければ、イの「社会教育関係団体研修会の実施について」事務局から報告をお願いします。

<事務局：和泉>

平成29年の2月24日にこちらの東館大会議室にて芦屋市社会教育関係団体の研修会を行いました。午前中に128団体、午後に95団体の参加がございました。内容については社会教育関係団体とは、芦屋市が考えている社会教育関係団体とはどういうものかというお話と、二つ目としまして芦屋市の新しい流れと題しまして、この後、御協議いただきます公募提案型補助金や団体による市民出前講座、この二つについての説明をいたしました。三つ目には残った時間を登録団体の相互の交流会に充てました。大まかな説明は以上でございます。

<海士副議長>

私は出られませんでした。出席された方はいらっしゃいますか。

<野村委員>

僕も出られませんでした。出た方にお聞きした話では、相互の交流会で意見を交換して勉強になるところがあったと評価する方が非常に多かったようです。

<海士副議長>

形式はどのようなものでしたか。

<事務局：和泉>

交流会にあたっては、2列の机で相互に向き合っていたり形を取りました。ほとんど知らない方ばかりで最初はお見合いになるのかと思いましたが、最初から皆さん活発に意見交換をされていました。

<海士副議長>

良いことですね。特に後程皆さんで検討をしていただく補助金のことや出前講座のことを説明された時に、質疑応答はありましたか。

<事務局：和泉>

午前中は公募型補助金について質問が集中しておりました。私の説明が少しまじったのかなと思うところがありますが、現在、施設の利用減免と希望すれば芦屋市の広報紙に記事を掲載できる、市内の掲示板を利用できるということは変わりがないのですが、公募提案型補助金を実施されることでそれがなくなるのではないかという誤解がございました。それと、芦屋市には社会教育関係団体が312団体ございますが、その内、コミスク等を除きまして定額の補助金をもらっているのは11団体しかありません。それ

は歴史的な経過や諸般の事情により残ってきたものですが、ほとんどの方がもらっていないものですので、そんな補助金があったのかという驚きの声がありました。午後の説明の際にはこういう補助金がありましたというお話をいたしましたので、午後の方は混乱がなかったと思っております。

<海士副議長>

知らなかったという意見が出ることは危惧しておりましたが、質疑応答があるということは皆さん興味があるということでしょうか。

<事務局：和泉>

研修会のアンケート結果を見ても、半分くらいの方は興味があるという御意見でしたので、一定の効果はあったと考えております。

<海士副議長>

あまり効果がないのは作った意味がないですが、あまり効果があり過ぎても、と考えておりました。年に1回でも意義がありますので、交流会の時間を少し多めに取って、行っていただけたらと思います。他にご意見はございますか。

— 意見なし —

なければ、次の議題に移ります。ウの「平成29年度公募提案型補助金について」事務局から説明をお願いいたします。

<事務局：和泉>

それではお手元の資料「公募提案型補助金実施要領」を基に、御説明を申し上げます。前回お示ししたのから頂いたご意見、或いは、前述の社会教育関係団体の研修会にて市民の方から頂いたご意見を反映させたものでございます。企画そのものは変わっておりません。団体から社会教育事業実施の企画案をもらい、それに評価をして補助金を出す、ということです。資料の1枚目、3提案企画の要件(1)の対象で「原則として市内に在住・在勤・在学の人を対象とし、概ね30人以上を対象とする」。30の横の括弧内は前回のものです。50人という数字につきましては、社会教育委員の会議の場ではそれほど指摘はございませんでしたが、研修会場の中からは50人は一度に集める数ですか、例えば連続講座をしてトータルで50人ということではどうでしょうか、という御意見がございました。それにつきましては、結構ですというお答えをしております。もう一つ厳しい御意見がございまして、50人を収容できるようなお部屋はあらかじめ

市が押さえていると。なるほど、とも思えましたのでハードルを下げた30人と提案させていただきます。

2ページに移りまして、4の補助内容について、対象経費を以前は3分の1と提案させていただきましたが、3分の2に改めております。上限額の5万円は変わりません。

6企画審査の(2)「上記審査の結果、応募企画の総合評価の上位から予算の範囲内で、提案団体を補助を行う候補者として採択します」。以前はこの採択を決定と書いていたが、決定は市長が行うのでここでは採択という表現が適当であろうということで、採択といたしました。その次の下線部分は前回提案ではなかったものでして、例えば応募の数が少なく評価が低いものでも採択されるのかというご意見がございましたので、他の補助金制度をお調べしましたところ、6割というのがよく用いられている数字なので、総合評価を90点満点としました時に54点未満の応募企画は不採択とします、というところであります。実施要領についての変更点は以上でございます。

4ページの「補助対象経費の考え方」については、変更はございません。

5ページの「芦屋市教育委員会公募提案型補助金事業 審査基準」について、見え消しで消してある所は以前提案したものです。内容が重複している所や御指摘を受けた所等は消しました。具体的に言いますと「内容の芦屋らしさ」は削除いたしました。「団体の特性を活かしているか」という所は、一番上の独自性に入るのではないかと考え消しました。一番下の項目の「内容、方法に可能性があるか」というのは「事業内容、方法が十分に検討されているか」という表現に変えております。

まずは以前になかった所を御説明いたします。内容の中程、ゴシック体で書いておりますが「特定の考えや主張に立ったものではないか」というものを新たに付け加えております。それと公開性の二番目ですが、これは上の広く市民に開かれたものであるか、という所と重複するのではないかとおぼれがちですが、形として開かれたものであっても、結果として会員しか集まらないといったものの可能性はないのか、ということを考えました。それから児童生徒の参加可能性の考え方の項目、児童生徒に文化等を伝えられるか、という所に等という文字を入れました。これは例えばスポーツ等を想定したものであります。実現可能性につきましては、先ほど申し上げたように、表現方法を変えております。

6ページ目に移りまして、2採点は「1の審査基準の各項目ごとに社会教育委員が次の表の区分により評価する」ということで、各項目に、非常に良いから良くないまでの5段階で評価を付けていくこととなります。配点は、考え方の項目にそれぞれ5点をかけて、内容は30点、公開性は25点、児童生徒の参加可能性については配点が多いというご意見が前回ございましたのでそれを反映して10点、実現可能性については25点、これらを合せて90点満点となっております。審査基準につきましては項目と配点のみを公表しまして、考え方の部分は公表をしません。合計点数が54点、6割未

満の場合は採択をしません，としたものであります。説明は以上であります。

<海士副議長>

前回から事務局で訂正をしていただいています，見直したけれどもう1回というものでも結構です，ご意見はございますか。

<西田委員>

前回の意見をかなり取り入れていただいていると思いますが，申請用紙はありますか。

<事務局：和泉>

今回は御用意しておりませんが，煩雑さという御意見がございましたので簡略化をしております。

<西田委員>

点数を付けるんですね。点数を付ける時に申請書類の中で読み取れない部分があると，評価をするのが難しくなると思うんです。申請の段階で評価が読み取れるような事業内容を書いていただかないと。

<事務局：和泉>

別の資料に頼らず，必要最小限のことを書いてもらえるように心掛けておりますが，かなり簡略化はしております。審査の際は補助資料を事務局が持って，適宜御質問があればそれにお答えする形にしたいと思っております。

<海士副議長>

申請する団体がその申請様式と予算書は付けないといけませんよね。

<事務局：和泉>

企画についての収支予算書は付けていただきます。

<西田委員>

例えば内容は，何をするかということを書いていただきますよね。公開性は募集，児童の参加可能性は参加対象者というのを書いてもらったら分かりますが，実現可能性というのはこちらで判断をしないとイケない。配点があるということは評価ができる申請書じゃないといけない。

<越野委員>

少し項目が必要ではないのでしょうか。「事業の周知について十分であるか」というのも、申請書に事業をどういう方法で周知しますかというような項目が書いていないと、申請者はそういうことが評価されるかどうかというのが分からないのではないのでしょうか。あと、申し込みをしやすい方法というのも、どういった申し込み方法を行うのかという項目があった方が良いのかなと思います。

<事務局：和泉>

それにつきましては、私の手元に申請書の改定案がございますが、募集という項目を設けまして、具体的な申し込みの方法を御記入くださいと記載しております。

<越野委員>

周知の方法も書いていますでしょうか。

<海士副議長>

よく対象事業の広報はどうしますか、という項目はありますね。

<事務局：和泉>

それにつきましては、募集の項目に書き加えておきたいと思います。

<海士副議長>

西田委員がおっしゃったように、採点をするのにその答えが分からないと。申請者もどんなことが審査されるのかということが分かって書かないといけませんからね。

<越野委員>

内容の所で、市の他の事業と内容が重ならないかとありますが、私達では市で他にどういった事業を行っているのかということ把握しきれていないので、評価しにくいですね。

<海士副議長>

漠然としているかもしれませんね。これは例えばどういったことでしょうか。

<事務局：和泉>

その点につきましては事務局の方から情報を提供する、でなければ、社会教育委員の皆さまが市の事業を網羅されているということはないと思いますので、ここは事務局責

任で行いたいと思います。

<西田委員>

これは重ならない方が良いということですか。

<事務局：和泉>

そうでございます。税金を投入致しますので、重ならない方が望ましいということになります。

<海士副議長>

他で補助を受けているのは、市以外の団体であればよいのか、それとも市の他の場所から何らかの形で助成金を受けていないのかとか、そういうことは別に構わないのでしょうか。

<事務局：和泉>

補助金の基本的な性格としまして重ならない方が良いという考え方になっております。

<西田委員>

事業が重ならないということではなく、同じような事業が他でされていない方が良いということですね。当然、その事業で他に補助金をもらっていたら駄目だということですよ。

<事務局：和泉>

市以外の補助金でしたら、認めようと考えております。

<西田委員>

その時は、収支報告の収入の所に他の補助金は入れておかないといけませんよね。

<事務局：和泉>

そうです。具体的には6月1日の広報紙に募集の掲載をしようと思っております、その際には市のホームページで申請用紙のダウンロードもできるよう考えております。

<越野委員>

内容の一番上に「発想、手法、着眼点に独自性があるか」とありますが、これは団体の専門や得意分野を活かして広くいろいろな人に参加してもらえれば良いわけで、それ

ほど特別に珍しいから良いという訳ではないと思います。どちらかという「団体の特性を活かしているか」を残した方が良いのではないかなと思いました。要領の2の方にもそのように書かれていますので。

<海士副議長>

どうでしょうか。今おっしゃった「団体の特性を活かしているか」の方を生かしたらどうかという御意見について。発想、手法、着眼点に独自性となるととんでもなくユニークなものじゃないと難しくなりそうな気がします。

<野村委員>

こう書かれていることで従来とは違った新しい着想が生まれるのではないのでしょうか。

<西田委員>

対象は社会教育関係団体ですよね。社会教育関係団体の在り方でよく言われますが、登録団体であるということが条件であれば、その団体が社会教育関係団体の中でどういふことをやっているのか、スポーツだったり子育てだったり、その団体はいろいろなことをやっているけれど社会教育関係団体として市が認めているのはその分野なんですよ、おそらく。じゃあ、その団体が違ったことをやろうと考えたら、本来であれば社会教育関係団体とは違う部分ということになりますよね。社会教育団体になっているという理由が、その団体がこういう活動をしているからという理由なのであれば、その団体はそれ以外のことをやっている。今の芦屋市の社会教育関係団体というのは窓口を広くしているので、その団体が行っている社会教育活動に関する補助だと考えていますので、全く違うことをしようというのは、僕は違っていると思います。同じ方向としてオリジナリティがあったり、着眼点が新しいことをやるのは良いと思いますが、そこをどう見分けていくのでしょうか。

<野村委員>

そこは前提になっているのではないのでしょうか。社会教育関係団体としての普段の活動があって、その中で新しいことにチャレンジしてみようじゃないかというのは良いと思います。

<西田委員>

そうなれば、社会教育登録団体という条件を外すべきだと思います。

<野村委員>

普段はこういう範疇で活動をやっているけれど、単発のイベントは新しい。こういうことも団体の延長線上の中でチャレンジしていきたいというのは良いと思いますが。

<越野委員>

要領の中では「団体の専門性、得意分野を活かした自主事業で」と書かれているので、そうすると元々持っている分野を活かした内容でないといけないのではないのでしょうか。

<西田委員>

現実的な話をすると、団体が持っている専門分野イコール社会教育登録団体というフィールドを付けるのであれば、例えば体育協会であればスポーツということで社会教育関係団体になっている訳ですから、スポーツ以外の分野で事業を行ってもよいのですが、この補助金で社会教育関係登録団体ということを条件にしているのであれば、体育協会がスポーツ以外のことをやるのを認めるかどうかは難しい判断になるのではないのでしょうか。

社会教育関係登録団体が非常に多いのでサポートしようという趣旨と段々ずれていっているような気がします。社会教育関係登録団体になっていなくて、そういう事業をやるうというのであれば、野村委員がおっしゃったような意見でよいと思います。

<野村委員>

例えば、ある団体が講演会やワークショップを行っているとして、今までやらなかった内容や違ったターゲットの講演会をやりたいというように、範疇の中で新しいことをしたいということはあっても良いのではないかなと思います。

<海士副議長>

団体として登録が承認されたから、その団体がやっている範囲の事業を含めて承認されたのでしょうか。その時にこういう事業をしますという事を届け出た上での承認なんですけど、新しい分野に挑戦するというのもありだと思います。

<西田委員>

極端な話ですが、例えば体育協会の中にスポーツをしているけれどすごいギタリストがいて、音楽祭をやる。そういうことも認めてしまうのは良いのかなという気がします。それでは、社会教育関係登録団体としての体育協会ではないじゃないですか。事業自体が良い事業であれば評価できますが、それならば社会教育団体を対象とした補助金ではないのではないかなと思います。

<海士副議長>

手段はいろいろあるけれど、目的がここへ向かっているものだと、例えば、音楽祭をしても、実は体育協会が体育振興の目的でこういうことになるのだという結果を踏まえた上でなら、私は良いと思います。

<野村委員>

要領に概要が書いてありますが「社会教育関係団体として登録された団体に対し自主事業の企画案を募集し」この企画案の中には発想や手法、着眼点に独創性があるかどうかという判断で良いんじゃないかと思います。

<西田委員>

独創性というのは一つの部分だと思うのですが、本来、社会教育関係団体が芦屋市が受ける事業のサポートをするということの方が大きいのではないかと思います。今まで補助金をもらっている団体ともらっていない団体があったので、これは私が社会教育委員になってからずっと言ってきたことですが、補助金があることも知らない団体もあった訳ですから、こつこつとやっておられる方にはこういう補助金が出るんですよと。社会教育関係登録団体になるということはハードルが高くなければならないし、きちんとやっていたら申請したら補助金が出るんですよということが、公募提案型という形になっている。新しいことも大事ですが、地道にやっている方がいけばそのことに対して補助金を出していきながら、新しいことも入れていく。私が最初に、補助金をもらっている団体と出ていない団体の差は何ですかとお尋ねしたら、今までの慣習ですというお答えでしたので。

<野村委員>

内容の中に基準があると思います。市民の興味関心だとか、地域に貢献しているかという中の一つだから、結論的には置いておいても良いのではないかなと思います。敢えて排除する必要はないと思います。

<西田委員>

審査する側がそういうことを分かっていると、例えば、社会教育関係団体の申請も書類さえ揃えれば承認されるというのではなく、自分達で地域に還元される事業を行っているということの評価するように。我々委員は変わっていくと思うんですよね。そこで作ったルールがいつの間にか復活していくのではなしに、きっちりと記録に残してこの目的が何かということを書きで読めるようにしないと、10年くらい経った時に書類さえ合っていれば、ということでは今の社会教育関係団体の申請と同じことになってし

まう。きちんと伝えていかないといけないと思います。

<事務局：和泉>

審査基準の中で削除しました，越野委員からも御指摘がありました「団体の特性を活かしているか」という基準を生かす方向でいかがでしょうか。

<海士副議長>

どうでしょうか。この基準を生かしますか。

<西田委員>

独自性というものも生かして良いと思います。

<海士副議長>

では，独自性も取り入れた上で，団体の特性という基準も生かしてください。

<野村委員>

「特定の考えや主張に立ったものではないか」という考え方も非常に難しい。何ををもって特定の考え方とするのか，聞かれた時に応えられるようにしておかないと，この文章は判断基準として非常に難しいですね。ニュアンス的には分かるのですが。

<事務局：和泉>

その辺は事務局でも表現に苦慮した所であります。報告事項1のところでも申し上げるべきであったかもしれませんが，新たに社会教育関係登録団体となった団体が講演会を行いまして，とても反響がありました。というのは，日本の歴史について一定の考え方に立っておられる方ばかりが集まりましてシンポジウムなどを行うのですが，パネリストの中には今話題になっております森友学園の関係者や衆議院議員の方の名前が当初あったのですが，反響が大きくてお二方の参加が取り止めになりました。その講演会を芦屋市と芦屋市教育委員会が後援している。何故このような催し物に市と教育委員会が後援をしているのかという御意見がかなりございました。そういうことがございましたので，こういう表現となりました。

今のところ，考え方については公表しないつもりでいますので，項目と配点のみの公表になる予定です。

<西田委員>

社会教育登録団体として補助金をもらったという意味が，5万円という金額よりも大

きいかもしれませんね。例えばハロウィンのイベントで子ども達が楽しんでいるから良いかなと思っていたら、これは宗教だという意見がある。日本人は割とそういうことが多くて、クリスマスパーティーをしてお正月には初詣に行つて、厳しい方からしてみれば宗教だという意見もありますが、そういう意識で行っている人はほとんどいないと思いますが、判断が難しいことですよね。

<野村委員>

この基準は外に出ていくものですか。

<事務局：和泉>

考え方については、公表はしない予定です。

<事務局：長岡>

事務局でもどうだろうという思いがありまして、文章にする必要があるかなと私的には考えています。内容の部分でそれは点を低くしたら良いのではないかとということもありまして、誰にでも同じ基準で説明がしにくいのではないかと思います。審査項目があったとしても、審査をしていただく方によってそれぞれ違いますが、内容で判断するのが良いかと思ひます。公表をしなくても、仮に公文書公開請求があれば出るところになりますので、出ないということではないんですね。そういったことを考えた時に、疑問には感じます。

<海士副議長>

活動というのは特定の考え方や主張に立っていますからね。私は他の補助金の審査等に関わっていますが、絶対的に違うなと思ったのはそもそも社会教育関係団体に登録があるというベースがありますよね。有象無象が応募をしてくるわけではないので、ある程度、団体として承認された段階でいろいろなことがクリアできていると思ひます。ただ、ボーダー的なものグレー的なものもあるので、何かは書いておいた方が良いかもしませんが、実際の審査はそんなに心配はいらないと思ひます。

<西田委員>

さっきのお話しは、この前社会教育関係団体になられた団体ですよ。

<事務局：長岡>

登録はされています。特にいろいろご意見をいただいたのは、登録ということもございましたが、多くは芦屋市と芦屋市教育委員会が後援をしているということに対しての

御意見でした。

<西田委員>

前回の社会教育委員の会議はいつでしたか。

<海士副議長>

1月26日です。

<西田委員>

後援の承認には一月かかりますよね。

<事務局：長岡>

承認される前から後援名義の申請は出されていたようです。社会教育関係団体でなくても後援名義の申請はできますので、案という形で先に出されていて、社会教育関係団体としては3月1日付けで承認されましたので、後の正式な講演のチラシには社会教育関係団体という文言も入れておられました。

<西田委員>

これから、そういった団体さんが芦屋市社会教育関係登録団体ということを出して活動されると、社会教育委員や教育委員会の責任は大きくなっていく。難しいですね。

<海士副議長>

申請用紙の案を今、提出していただきましたが、何かご意見はございますか。

<辻井委員>

申請用紙の「内容」や「期待される学習の効果」など、こういうざっくりした欄では、しっかりと書き込まれる方もいる反面、あまり書かない方もいるわけで、そうなるこちらの審査基準がぶれ、審査する方も非常に難しいのではないかと思います。対策として、6割、54点未満は不採択とするとありますが、点数が絶対基準のように強く言うのではなく、あくまでも点数はボーダーラインという目安として、相対的に別の基準でも判断するのもひとつです。もうひとつの対策は逆に申請用紙の設問を具体的に少し絞って書いてもらうようなフォーマットにしておいて、審査する側から見て、見やすく判断がぶれないように工夫するといったことを検討するべきではないかと思えます。

<海士副議長>

書く側としてはかなり難しいということですか。

<辻井委員>

今のままではかなり採点がぶれそうです。ぶれた数字でなお且つ54点という絶対基準を強く打ち出すと難しいと思います。場合によってはたくさん54点以上になったり、54点以下になったりすることも考えられますし、そういったところをきちんと対策しておくか、点数ありきではなく、相対的な基準を加えておくか、その辺を検討しておくべきだと思います。

<海士副議長>

この要領はもちろん明確に出るわけですね。具体的な数値が。

<事務局：和泉>

今のご意見を反映させるとしましたら、6ページの企画の審査の所で具体的な数字は出さずに、概ね総合評価の6割未満の企画は不採択とします、とすれば融通が利くのかなと思います。

<辻井委員>

あまり細かく書いてもらい過ぎると審査する側の手間もかかりますし、その辺の労力のことも考えた方が良くかなと思います。

<越野委員>

公開性の所で「会員相互の親睦活動に陥る可能性はないか」とありますが、一つ目の「広く市民に開かれたものであるか」に含まれているものではないかなと思います。開かれているから会員の親睦にはならないのではないかと思うのですが。

<事務局：和泉>

その辺は今の補助金制度の中で散見されるところで、表向きは皆さんどなたでも参加してくださいとありますが、中身を見たら会員しか参加していないというものがちらほら見られますので、それを意識して書いたものであります。

<西田委員>

対象は概ね30人でしたか。例えば、5人しか来なかったとしてもしょうがないのでしょうか。例えば、将棋を普及させようと思って、子どもから大人まで参加を募ったら、

結局その会員さんがほとんどで、皆に声をかけたけど来なかったということもありえますよね。そこは第三者から見にくいと思うのですが。

<事務局：和泉>

一旦補助金の決定をした場合、その団体の不作為や不手際によるものでなければ、それは結果として仕方のないことですので、それはまた次年度に反映されるものだと考えます。

先ほど、審査基準の内容の項目でご指摘のございました、後付けしました特定の考えや主張に立ったものではないかという文言は明記をしなくても、審査の中で当然に参考にされるとお思いますので、削除を検討したいとお思います。

<西田委員>

特定の考えや主張があるなら社会教育関係団体を止めてもらうというのは無理なんですか。

<事務局：和泉>

今回の講演会のケースでも、そもそも社会教育関係団体とは何かという話をかなりいたしました。やはり前にも申しましたが、言論の自由、思想・信条の自由、集会結社の自由が憲法で認められていますので、社会教育関係団体にはならないという考え方にはならないかとお思います。

<海士副議長>

原発も広く知らしめるための広報や集会は良いけれど、反対しなさいというのは駄目ですよと。反対、賛成は参加者が決めることで、こういうことがありますという事実を知っていただく集まりはよいのですが、だから皆で反対しましょうというのは偏っていますよということになったんですね。ビラを配る時も、情報として配るのはよいけれど、どうしても反対してくださいということになると、それは違いますということになりましたよね。

<西田委員>

その意図は分かっていますが、実際の活動は原発反対ですよね。それに対して注意はされているのでしょうか。現実問題としてなかなか難しいでしょう。

<事務局：長岡>

その団体さんの考え方として原発反対というのは止められるものではないので構わな

と思いますが、社会教育関係団体として問題になってくるのは、政治活動や選挙に関わる活動となるとそれは要領の中で明確に禁止になっています。実際そういった点は注意をさせていただいています。

ただ難しいのは、会員の中で個別に送っておられるものもあるんですね。そこにははっきりと自分達は反対しましょう、と書いてある、だけどそれはビラとして配りませんということは、はっきりとおっしゃっていました。

政治活動というのはとても難しく、どこからが政治活動なのか、特定の政党の名前を出して反対するとか賛成するとかいうことはもちろん分かるんだけど、そうではなくてもっと大きな言い方、野党だとか、それは駄目なんですかというご意見もありました。できるだけ疑われるような事はしないでくださいとはお伝えしています。あやふやなところも多くて、判断が難しいです。

<海士副議長>

他市の助成金の審査を行った時に、選挙に行きましようという活動をしたいと若いグループが手を挙げてきました。企画書を見ますと、議員さんと呼んで選挙の大切さの話をしてもらうということになっていて、議員さんと呼んでくるのは駄目よねという話になりました。選挙等が入ると、どこからどこまでがよいのかということにかなり神経を使っておられましたね。若者達は純粋に、無関心はあかんから選挙に行こう、という活動をしたいけれど、その線引きがきちんとできるかどうかと、かなり議論はしました。本当は活動をしてほしいけれど、やり方が難しいなと思いました。

<野村委員>

結論として、特定の考えや主張に立ったものではないか、という文言は削るということですね。

<海士副議長>

そうですね。

会員相互の親睦活動というのは、毎回の例会みたいなことにはお金は出せないということですね。特に新しい企画をしないで、自分達の勉強会の1回にお金をもらうことにしたらいいということでは駄目ですよということですね。

こういった内容でいかがでしょうか。

<西田委員>

要綱は変えるのが難しいのでしょうか。

<事務局：和泉>

決裁で変えることができます。条例以上になりますと議会の審査が要ります。

<事務局：長岡>

提案書については先ほどからいろいろと御意見を頂いていますが、審査の項目に沿ったことを書いていただきやすいように、もう少し細かいことを項目として問うようにしたら良いということですね。こちらが聞きたいことを具体的に書いていただきやすいように検討します。

<辻井委員>

応募される方もチェックポイントを意識できると思います。

<海士副議長>

よく言われるのは、こういう書類を書くことによって、自分達の活動もスキルアップ、バージョンアップできるというので、項目的にはよいと思います。

<西田委員>

審査はどこでするのですか。

<事務局：和泉>

最終の決定の審査は社会教育委員の会議でしていただこうと考えています。

<西田委員>

その時は、出てきた団体の概要みたいなものもいただけるのでしょうか。

<事務局：長岡>

申請のあったものを整理して、参考資料として見ていただくような形になると思います。

<西田委員>

これだけの人数しかいないのに実現可能かどうか。

<海士副議長>

数的に多ければ別に審査会の日を設けなければいけないかもしれません。

<西田委員>

皆さん、応募してくれそうでしたか。

<事務局：長岡>

興味は持たれているようですので、ある程度は出てくるのではないのでしょうか。

市民参画課でも同じような補助金を出されるということで、そちらは社会教育関係団体というしぼりはなく、オープンな形でされるようです。

<西田委員>

NPOセンターでこういう補助金がありますよ、という紹介をしていましたよね。

<海士副議長>

昔はしていましたね。詳しいことは、今は分かりませんが、活動に関する相談はあります。

<野村委員>

話は変わりますが、審査基準の中の実現可能性の項目の考え方で「内容、方法に可能性はあるか」という文言は消されたんですよね。もう一つは「事業の実施に熱意があるか」ですが、企画提案書の中から熱意を読み取るのは難しいのではないのでしょうか。プレゼン等があれば熱意も伝わりやすいですが、文章ではなかなか伝わりにくい。例えば「事業の実施に具体性があるか」とか、そういうふうに変えるのはどうでしょうか。

<越野委員>

提案書の9番に特にアピールしたいことという項目があるので、ここで熱意を感じることはできるかもしれませんね。

<野村委員>

具体性ということがあまり書かれていないので、そういう文言があってもよいかなと考えていました。

<海士副議長>

事業の実施に熱意ではなく、具体性があるかのほうが分かりやすいという御意見ですが、いかがですか。

<辻井委員>

表現の違いですから、難しいですね。設問の数に縛りはあるんですか。

<事務局：和泉>

内容が重複するようなものを省いていった結果、事務局の案では90点になりましたが、縛りはございません。

<西田委員>

t o t o等の補助金では、基本的にはどんな団体でも事業計画があつて予算なんですよ。計画が総会や理事会を通過してちゃんと団体の総意となっているか、議事録を添付するようになっています。t o t oの場合は金額が大きいので、そうなのかもしれません。

<海士副議長>

そうですね。小さい場合はあまりされていませんね。

<西田委員>

「事業の実施に熱意があるか」を「事業の実施が団体の総意であるか」に変えるのはどうでしょうか。

<野村委員>

例えば、事業内容や方法は計画ですよ。それから収支計画、体制、その後を実際に実行していく上での具体性としたら、それらが発展につながるかという風に区別ができるのではないかと思います。

<西田委員>

敢えて5ついるとするなら、熱意は評価しにくいと思います。事務局は熱意をどこで評価するおつもりですか。

<事務局：和泉>

先ほど、越野委員がおっしゃった提案書の8と9で判断できるよう考えておりました。

<西田委員>

これは文章力ですよ。

<海士副議長>

文章力や人に訴える力というのは助成申請では必要不可欠ですね。これを書く能力がある団体というのも、団体として評価されます。

では、実現可能性の考え方はどうでしょうか。「事業の実施に熱意があるか」という文言は抽象的なので基準が難しいので、言葉を変えますか。

<野村委員>

先ほどの、具体性という言葉に変えたら良いと思います。

<海士副議長>

「事業の実施に具体性があるか」に変えますか。上の考え方で段階を踏んでいることが具体性だとも思いますが。変えるということではよろしいでしょうか。

— 異議なし —

では、具体性に文言を変えるということをお願いいたします。

他にご意見はございますか。

— 意見なし —

申請者には要領と経費の考え方、提案書ということですね。提案書と審査基準のもう少し精査していただかないといけません、修正の後はどうしますか。

<事務局：和泉>

早い段階で最終案を委員の皆さまにお送りしたいと思います。

提案企画の対象のところで概ね30人という数字はご了承していただいてよろしいでしょうか。

<海士副議長>

皆さん対象の人数は概ね30人でよろしいでしょうか。

— 異議なし —

異議なしですので、30人でお願いします。

<西田委員>

支出のところで、補助対象経費（A）と補助対象外経費（B）がありますよね。これは同列で書いて、例えば対象外経費が10万円くらいあっても、5万円にするということではよいでしょうか。

<事務局：和泉>

補助対象経費は上記のいろいろな区分で記入していただいて、補助対象外は一つにまとめていただいたら結構かと思います。補助対象外経費までつぶさに書く必要はないと考えております。

<西田委員>

例えば補助対象経費が5万円越えているとして、補助対象外経費をつぶさに書かないというのであれば、補助対象外経費に入れてしまってもいいのですか。上限が5万円というのが明記されていたら対象経費としては謝金にだけ記入して、あとはもう書かなくてもよいのでしょうか。

<事務局：和泉>

数字の線引きをする上で書く必要性はないかと思いますが、事業の具体性を判断する上では書いていただく方がよいかと思います。

<西田委員>

そこははっきりさせておかないと。領収書は補助対象経費以外にもいるのですか。

<事務局：和泉>

補助対象経費のみです。

<西田委員>

出すほうの立場としては、非常にややこしいじゃないですか。5万円しかもらえないのに、30万円くらいの領収書を添付して報告するというのはどうなのでしょう。

<事務局：和泉>

ご指摘のことはよく分かりますので、他の補助金制度の例等を調べまして、合理的かつ具体性を失わないような記載をしたいと思います。

<西田委員>

例えば、謝金と旅費で5万円以上していたら、他のところはきちんと収支報告をして対象経費については簡潔にしたらいいのかなということですので、そこをどうするか検討してください。

<海士副議長>

全部書いてもらわないと事業の全貌が見えませんよね。例えば謝金で10万円いって、内補助金が5万円が終わってしまったら、事業内容が分からないですよ。謝金が10万円、旅費1万円と全部書いてもらって、その内の対象経費は5万円ですと書いてもらったら、後は自助努力をしてやりはるんだなということは分かります。ここで終わってしまったら、事業の全貌が分からない。

<西田委員>

大きな事業をしていて5万円をもらうために、50万、60万円の細かい収支を見る方も困ると思うし、出す方も手間がかかる。

<海士副議長>

審査する方は、そんな大きな規模のものに、補助を出さなくてもいいだろうという考え方もありますね。

<事務局：長岡>

対象経費については、数字としては事実に合わせて細かく書いていただいて、添付資料については実際に対象となる領収書だけでよいという場合もありますね。そうすれば一番簡単かなと思います。

<海士副議長>

報告の時ですね。置いておいてくださいというのはよくありますが、全部出しなさいというところはそれほど多くないですね。

<西田委員>

領収書はコピーですか。

<事務局：和泉>

そうですね。原本は団体で保管していただくことになります。

<海士副議長>

あまり縛り過ぎて、皆さんが出しにくくならないようにしていただきたい。最初ですので、試行錯誤とか、要領の書き方もまづかったなということがあるかもしれない。それはまずやってみて修正しないと仕方がないかなと思うところがあります。

<西田委員>

用紙に書き方の例みたいなものをつけたらどうでしょうか。

<海士副議長>

それもよいかもしれませんね。絶対にしては駄目なことは、この要領に書いていないことで審査することですね。後出しジャンケンみたいに、ここで書いてないのになんであかんねん、と言われるようなことはしないということですね。書いていなければ受け入れるしかありません。

修正案は一度皆さんに送っていただくということですね。いろいろ議論すれば出てくるとは思いますが、後はよろしく願いいたします。

では、次の議題エその他について何かございますか。

<事務局：川原>

本日をもって、本年度の会議は最後ということで、委員の皆さまも任期が31日までということになります。大変お世話になりました。ありがとうございました。こちらの会議では社会教育関係登録団体の補助金というのが長年の懸案事項になっておりまして、これがようやく公募ということで大きな第一歩を踏み出せた、非常に大事な方向付ができた一年だったかと思えます。

改めましてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

<海士副議長>

他に何かございますか。特になければ本日の会議は終了とさせていただきます。お忙しい中お集まりいただきありがとうございました。